

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社貴藤
代表取締役 池ノ谷 新吾

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月 29日

許可の有効年月日 令和12年 5月 28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

切 断: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上6種類)

圧縮・梱包: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)

破 砕: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上8種類)

(取り扱う産業廃棄物の種類に係る限定内容は2頁、3頁のとおり)

2 事業の用に供する施設(施設詳細は2頁、3頁のとおり)

- (1) 東京都立川市西砂町五丁目6-9番地の6
- (2) 東京都昭島市緑町一丁目3番12号
- (3) 東京都羽村市神明台四丁目10番地8、10番地9

3 許可の条件

- (1) 2(1)の施設の作業時間は、原則として8時から19時までとすること。ただし、
破砕施設の稼働時間は、8時から17時までのうち、1日8時間以内とすること。
2(2)の施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
2(3)の施設の作業時間は、原則として6時から22時までとすること。ただし、
破砕施設(産施第10036号)の稼働時間は、6時から22時までのうち1-6時間以内とし、
破砕施設(産施第10051号)の稼働時間は、8時から18時までの1日1-0時間以内とすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 5月 29日 新規許可
 令和 5年 5月 29日 更新許可 第3回
 令和 5年 10月 11日 変更届 敷地拡張、工場新設及び廃棄物保管場所の変更
 令和 6年 1月 29日 変更許可 破砕施設及び圧縮梱包施設の追加
 種類の追加(廃プラスチック類他5種類)
 令和 6年 2月 9日 変更届 施設(1)の圧縮梱包機の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(1/3)

都認定番号:6-23-C0051

産廃エキスパート

東京都

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都立川市西砂町五丁目69番地の6

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
切断	廃プラスチック類	20.3 t/日	—	令和2年8月12日	—	—
	木くず	31.9 t/日				
	繊維くず	29.0 t/日				
	金属くず	65.6 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)	29.0 t/日				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	28.3 t/日	36.6 t/日	令和6年2月4日	—	—
	紙くず	25.5 t/日				
	木くず	—				
	繊維くず	—				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—				
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.5 t/日	4.5 t/日	平成18年9月6日	—	—
	がれき類	4.5 t/日				

(2) 東京都昭島市緑町一丁目3番12号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
切断	廃プラスチック類	14.7 t/日	—	平成20年4月30日	—	—
	紙くず	12.6 t/日				
	木くず	23.2 t/日				
	繊維くず	21.1 t/日				
	金属くず	47.7 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	21.1 t/日				
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.9 t/日	—	平成20年4月30日	—	—
	がれき類	4.9 t/日				

2 事業の用に供する施設

(3) 東京都羽村市神明台四丁目10番地8、10番地9

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
切断	廃プラスチック類	29.5 t/日	—	平成29年10月25日	—	—
	木くず	46.4 t/日				
	繊維くず	42.2 t/日				
	金属くず	95.4 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	42.2 t/日				
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	61.2 t/日	—	平成23年6月2日	産施第10036号	平成23年4月15日
	がれき類	97.6 t/日				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	35.1 t/日	53.2 t/日	平成21年11月13日	—	—
	紙くず	33.7 t/日				
	木くず	—				
	繊維くず	—				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—				
破碎	廃プラスチック類	5.7 t/日	5.8 t/日	令和5年10月9日	産施第10051号	令和5年9月12日
	紙くず	—				
	木くず	9.0 t/日				
	繊維くず	—				
	ゴムくず	—				
	金属くず	—				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	96.0 t/日	96.0 t/日	令和5年10月9日	—	—
	紙くず	—				
	木くず	—				
	繊維くず	—				
	ゴムくず	—				
	金属くず	—				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—				

(3/3)

(以下余白)

